

議 案 第 70 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則等の改正に伴い、増改築により既存住宅を長期優良住宅化する場合における長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料を定めるため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4第8項の表中

「

一戸建ての住宅	—	1棟につき 6,600円	1棟につき 15,700円	1棟につき 49,600円
共同住宅等	5戸以内のもの	1棟につき 13,200円	1棟につき 57,700円	1棟につき 117,000円
	5戸を超え10戸以内のもの	1棟につき 23,500円	1棟につき 91,100円	1棟につき 187,300円
	10戸を超え25戸以内のもの	1棟につき 33,800円	1棟につき 175,400円	1棟につき 370,100円
	25戸を超え50戸以内のもの	1棟につき 63,200円	1棟につき 296,700円	1棟につき 663,100円
	50戸を超え100戸以内のもの	1棟につき 108,900円	1棟につき 460,100円	1棟につき 1,140,000円
	100戸を超え200戸以内のもの	1棟につき 179,500円	1棟につき 832,100円	1棟につき 2,109,000円
	200戸を超え300戸以内のもの	1棟につき 220,800円	1棟につき 1,138,100円	1棟につき 3,013,000円
	300戸を超えるもの	1棟につき 235,500円	1棟につき 1,376,900円	1棟につき 3,692,000円

」を

「

新築	一戸建ての住宅	—	1棟につき 6,600円	1棟につき 15,700円	1棟につき 49,600円
	共同住宅等	5戸以内のもの	1棟につき 13,200円	1棟につき 57,700円	1棟につき 117,000円
		5戸を超え10戸以内のもの	1棟につき 23,500円	1棟につき 91,100円	1棟につき 187,300円
		10戸を超え25戸以内のもの	1棟につき 33,800円	1棟につき 175,400円	1棟につき 370,100円
		25戸を超え50戸以内のもの	1棟につき 63,200円	1棟につき 296,700円	1棟につき 663,100円
		50戸を超え100戸以内のもの	1棟につき 108,900円	1棟につき 460,100円	1棟につき 1,140,000円

		100 戸を超え 200 戸以内のもの	1 棟につき 179,500 円	1 棟につき 832,100 円	1 棟につき 2,109,000 円
		200 戸を超え 300 戸以内のもの	1 棟につき 220,800 円	1 棟につき 1,138,100 円	1 棟につき 3,013,000 円
		300 戸を超えるもの	1 棟につき 235,500 円	1 棟につき 1,376,900 円	1 棟につき 3,692,000 円
増 築 又 は 改 築	一戸建 ての住 宅	—	1 棟につき 9,200 円	—	1 棟につき 68,800 円
	共同住 宅等	5 戸以内のもの	1 棟につき 18,300 円	—	1 棟につき 161,600 円
		5 戸を超え 10 戸 以内のもの	1 棟につき 32,500 円	—	1 棟につき 258,600 円
		10 戸を超え 25 戸 以内のもの	1 棟につき 46,800 円	—	1 棟につき 511,000 円
		25 戸を超え 50 戸 以内のもの	1 棟につき 87,400 円	—	1 棟につき 915,200 円
		50 戸を超え 100 戸 以内のもの	1 棟につき 150,300 円	—	1 棟につき 1,573,200 円
		100 戸を超え 200 戸以内のもの	1 棟につき 247,800 円	—	1 棟につき 2,910,500 円
		200 戸を超え 300 戸以内のもの	1 棟につき 304,700 円	—	1 棟につき 4,158,600 円
		300 戸を超えるもの	1 棟につき 325,000 円	—	1 棟につき 5,094,400 円

」に

改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。